

財務省告示第二百四十号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
 平成十八年五月三十日に発行した利付国債の発行
 条件等を次のとおり告示する。
 平成十八年六月九日

財務大臣 谷垣 禎一

一 名称及び記号 利付国庫債券（二十年）（第八十

七回）

二 発行の根拠 財政融資資金特別会計法（昭和

二十六年法律第一百一号）第十一

二 法律及びその 条第一項及び国債整理基金特別

の条項 会計法（明治三十九年法律第六

号）第五条第一項

三 振替法の適 成十三年法律第七十五号。以下

用等 「振替法」という。の規定の適

用を受けるものとし、その振替

機関は日本銀行とする。

価格を競争に付して行われる入

札（以下「価格競争入札」とい

う。）による発行（以下「価格競

争入札発行」という。）、価格競

争入札と同時に行われる入札で

あつて、財務大臣が各国債市場

特別参加者ごとに応募限度額を

定めるものによる発行（以下「国

債市場特別参加者・非価格

競争入札発行」という。）及び価

格競争入札の募入の決定をした

後に行われる入札であつて、財

務大臣が各国債市場特別参加者

四 発行方法

五

募 入
方 決
法 定
入 定
札 格 決
発 競 定
行 争 の

ご によりに応募限度額を定めるもの
に よる 発行（以下、国債市場特
別 参加者・第 一 非 価格競争入札
発 行 と いう。） 非 価格競争入札

口

国 債 市 場
特 別 参 加
者 第 一 次
非 格 格 競
争 入 札 発 行

各 国 債 市 場 特 別 参 加 者 各 の 申
込 限 度 額 の 範 囲 内 に お いて 各 申
込 の 申 込 額 を 割 り 当 て る 。
当 てる 。

八

国 債 市 場
特 別 参 加
者 第 一 次
非 格 格 競
争 入 札 発 行

各 国 債 市 場 特 別 参 加 者 各 の 申
込 限 度 額 の 範 囲 内 に お いて 各 申
込 の 申 込 額 を 割 り 当 て る 。

六

イ

入 札 発 行
格 格 競
争 入 札 発 行
行 争 額

額 面 金 額 で 七 千 三 百 二 十 八 億 円
う ち 一 条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き
第 十 一 条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き
発 行 し た 利 付 国 債 に つ い て は 、
額 面 金 額 で 六 百 九 十 七 億 五 千 百
四 十 万 円 、 国 債 整 理 基 金 特 別 会
計 法 第 五 条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ
き 発 行 し た 利 付 国 債 に つ い て
は 、 額 面 金 額 で 六 千 六 百 三 十 億
四 千 八 百 六 十 万 円

十 十
三 二
口 イ 一
発

の 経 利 入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国 入 価 発
 払 過 札 格 第 参 市 及 入 価 ・ 別 債 札 格 行 行
 込 利 発 競 加 場 び 札 格 第 参 市 発 競 価
 み 子 率 行 争 非 者 特 国 発 競 加 場 行 争 格 日

す 平 額 以 額 平 成 する。
 十 八 年 五 月 三 十 日
 額 面 金 額 百 円 三 十 銭
 額 上 の 金 額 百 円 三 十 銭
 額 面 金 額 百 円 三 十 銭
 額 上 の 金 額 百 円 三 十 銭
 額 面 金 額 百 円 三 十 銭

(一) 年 二
 募 入 決 定 の 通 知 を 受 け た 者
 は 、 払 込 金 額 に 加 え 、 次 の 算
 式 に よ り 算 出 し た 金 額 を 第 二
 十 号 の 規 定 す る 期 日 に 払 い 込
 む も の と す る 。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 2.2}{100} \times \frac{71}{365}$$

(二) 係 属 所 得 税 が 源 泉 徴 収 さ れ る に
 係 る と し て 振 替 口 座 簿 中 の 口
 も の と 記 載 又 は 記 録 さ れ る の
 座 に 記 載 又 は 記 録 さ れ る の
 に つ い て は 、 前 記 (一) の 算 式 に よ
 り 算 出 し た 金 額 か ら 該 金 額
 に 百 分 の 二 十 を 乗 じ た 金 額

十四 初期利子

（ただし、当該国債を発行時
に、おいて取得する者が非居住
者又は外国人である場合は、
は、前記^(一)の算式により算出し
た金額に当該非居住者又は外
国法人が適用を受ける所得税
の税率を乗じた金額）を控除
する。ことができる。
平成十八年九月二十日を支払
とし、次の算式により算した
金額を支払う。ただし、支払期
が銀行休業日に当たるときは、
その翌営業日に支払う（以下、
次号及び第十六号において規定
する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{償還金額} \times 2.2}{100} \times \frac{1}{2}$$

十五 第二期以後の利子

毎年三月二十日及び九月二十日
を支払期とし、各支払期におい
て、その日以前六月間に属する
利子を支払う。

十六 償還金額

平成十八年三月二十日
償還金額百円につき百円

十七 元利支

日本銀行

十八 払入者

財務大臣から通知を受けた者

平成十八年五月三十日